

覚書

一 就業時間ヲ午前七時ヨリ午後五時迄トシ中食三十分
 午前午後各十五分宛ノ休憩時間ヲ與フルコト
 一 午前五時ヨリハ一分二厘午後九時ヨリハ一分三厘ノ概
 業割増ヲ加給スルコト

一 曰文節ハ公休トシ日給全額ノ支給ヲ可急ノ一貫
 現スルコト

一 本年六月迄ニ最高一割五分迄ヲ勤怠技術能率
 ニ應シ全従業員ニ與給スルコト

一 給料ハ原則トシテ月米ニ支給スルニ已ムヲ越ス日
 ルニ五日ヲ出ヅ一日ニ達カニ支給スルコト

一 職工職大ノ解退職ノ場合ハ勤続一年以上ハ日給
 福 岡 縣

ノ二十日分一年ヲ増シ毎二十日分ヲ加給シ月給數
 ハ一日ニ付ヤ日給十日分ヲ加給スルコト

一 従業員ハ即時健康保険ノ被保険者タル資格ヲ附
 與スルコト

一 健康保険給付金遲延シ越月スル場合ハ工場主ニ
 於テ立替エルコト

一 工場内ニ食堂及更衣室ヲ設置スルコト
 一 臨時雇雜役大ノ名稱ヲ廢止スルコト

一 従業員各自ニ勤怠表交付スルコト
 一 本件ニ關シ總務ニ犧牲者ヲ出サスコト

右ノ条々ハ合同會社戸畑工作所代表者林集義
 氏ノ寛大ニシテ同意アル交渉ノ結果相定メタル